

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省中小企業庁創業・新事業促進課）

項目名	産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置の延長																		
税目	登録免許税 租税特別措置法第80条第2項 租税特別措置法施行規則第30条の2第4項																		
要望の内容	産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置を令和8年3月31日まで延長する。																		
	(1) 対象者																		
	創業支援等事業計画の認定を受けた市区町村において、特定創業支援等事業の支援を受けた創業前の個人及び創業後5年未満の個人																		
	(2) 軽減措置																		
①事業を営んでいない個人が株式会社、合同会社、合資会社、合名会社の設立に要する登録免許税の軽減措置																			
②創業5年未満の創業者が株式会社、合同会社、合資会社、合名会社の設立に要する登録免許税の軽減措置																			
<table border="1" data-bbox="352 958 1476 1346"> <thead> <tr> <th data-bbox="352 958 619 1048">租税特別措置法第80条第2項</th> <th data-bbox="619 958 810 1048">措置の内容</th> <th data-bbox="810 958 983 1048">通常の税率・額</th> <th data-bbox="983 958 1476 1048">強化法の特例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 1048 619 1149">1号</td> <td data-bbox="619 1048 810 1149">株式会社の設立</td> <td data-bbox="810 1048 983 1149">0.7%</td> <td data-bbox="983 1048 1476 1149">0.35% (当該金額が7.5万円に満たない場合は1件につき7.5万円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1149 619 1249">2号</td> <td data-bbox="619 1149 810 1249">合名会社 合資会社の設立</td> <td data-bbox="810 1149 983 1249">6万円</td> <td data-bbox="983 1149 1476 1249">3万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1249 619 1346">3号</td> <td data-bbox="619 1249 810 1346">合同会社の設立</td> <td data-bbox="810 1249 983 1346">0.7%</td> <td data-bbox="983 1249 1476 1346">0.35% (当該金額が3万円に満たない場合は1件につき3万円)</td> </tr> </tbody> </table>				租税特別措置法第80条第2項	措置の内容	通常の税率・額	強化法の特例	1号	株式会社の設立	0.7%	0.35% (当該金額が7.5万円に満たない場合は1件につき7.5万円)	2号	合名会社 合資会社の設立	6万円	3万円	3号	合同会社の設立	0.7%	0.35% (当該金額が3万円に満たない場合は1件につき3万円)
租税特別措置法第80条第2項	措置の内容	通常の税率・額	強化法の特例																
1号	株式会社の設立	0.7%	0.35% (当該金額が7.5万円に満たない場合は1件につき7.5万円)																
2号	合名会社 合資会社の設立	6万円	3万円																
3号	合同会社の設立	0.7%	0.35% (当該金額が3万円に満たない場合は1件につき3万円)																
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	- 百万円 (▲5,000 百万円の内数) (- 百万円)																

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>日本の開業率は、令和元年度時点で4.2%と、米国・英国の半分以下となっており、引き続き更なる創業の促進に向けた施策が必要である。特に地方の開業率は大都市圏と比較して低く、地域経済の活性化に繋がっていない。そのため、地域の需要を捉え、地域に密着した創業者を増やし、地域経済を活性化させていくことが重要である。</p> <p>令和2年7月17日に閣議決定されている成長戦略フォローアップ2020では、開業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指すことが示されている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画は、令和5年6月末で1,320計画、1,479自治体が国の認定を受けており、全国に広がっている。</p> <p>本認定計画は、潜在的創業希望者を掘り起こして地域内の創業を促進し、伴走型支援により創業者の事業の成長や経営を安定させることで、地域内に創業者のロールモデルを創出し、その結果新たな創業者を創出する好循環の構築を目的としている。</p> <p>本措置は、創業時の設立手続にかかるコストを軽減するとともに、本認定計画を活用した地域の創業を促進するものであり、政策目標の達成に向けて、本措置を講ずることで、我が国創業者の事業拡大や経営安定を早期に促し、地域経済の活性化を推進していく必要がある。</p>																												
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>7. 中小企業及び地域経済の発展</p>	<p>開業率が米国・英国レベルの10%台になることを目指す。</p> <p>『成長戦略フォローアップ2020』（令和2年7月17日閣議決定） 《KPI》開業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す</p> <p>※なお、本目標は、本特例措置以外の予算措置、金融措置、税制措置等と一体となって達成するものである。</p> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間）</p> <p>同上の期間中の達成目標</p> <p>政策目標の達成状況</p> <table border="1" data-bbox="560 1641 855 2051"> <tr><td>・開業率</td><td></td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>4.4%</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>5.1%</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>4.2%</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>4.4%</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>5.6%</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>5.6%</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>5.2%</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>4.9%</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>4.8%</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>4.6%</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>4.5%</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>4.5%</td></tr> </table>	・開業率		令和3年度	4.4%	令和2年度	5.1%	令和元年度	4.2%	平成30年度	4.4%	平成29年度	5.6%	平成28年度	5.6%	平成27年度	5.2%	平成26年度	4.9%	平成25年度	4.8%	平成24年度	4.6%	平成23年度	4.5%	平成22年度	4.5%
・開業率																													
令和3年度	4.4%																												
令和2年度	5.1%																												
令和元年度	4.2%																												
平成30年度	4.4%																												
平成29年度	5.6%																												
平成28年度	5.6%																												
平成27年度	5.2%																												
平成26年度	4.9%																												
平成25年度	4.8%																												
平成24年度	4.6%																												
平成23年度	4.5%																												
平成22年度	4.5%																												

		<p>平成 21 年度 4.7% (出典：厚生労働省資料 雇用保険事業年報)</p> <p>・開業率</p> <p>令和 2 年 4.4% 令和 元 年 4.4% 平成 30 年 4.4% 平成 29 年 4.5% 平成 28 年 4.4% 平成 27 年 4.3% 平成 26 年 4.2% 平成 25 年 3.8% 平成 24 年 3.6% 平成 23 年 3.5% 平成 22 年 3.4%</p> <p>(出典：法務省資料 民事・訟務・人権統計年報 及び 国税 庁資料 国税庁統計年報書)</p>
有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>(適用期間内における適用事業者数)</p> <p>令和 6 年度 3,085 令和 7 年度 3,761</p>
	<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>我が国の開業率は米国・英国と比較すると半分程度にとどまっている中で、創業期における大きな課題として、資金調達が挙げられている。</p> <p>一般的に、創業者は信用力も低く資金調達が困難なケースが多い。また我が国における創業手続きにかかるコストは他の先進国と比べて高いことから株式会社等設立時の登録免許税の軽減措置を講じることにより、創業期の資金調達コストを低減させるとともに、予算措置、金融措置等を合わせて講じること、他の先進国並みでの創業を可能とする環境を整備し、創業を促進する。</p>
相当性	<p>当該要望項目以外の税制上の措置</p>	<p>—</p>
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>○創業支援等事業計画機能強化事業（中小機構運営費交付金） ○地域創業等支援事業（中小機構運営費交付金） ○地域中小企業普及啓発事業（中小機構運営費交付金）</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>上記の予算は、将来的に創業者となる人材を輩出するため、教育現場での起業家教育を推進する事業及び創業支援等事業計画の認定自治体における創業支援の質の向上等を図る事業、成長を目指す企業をアクセラレーションする事業、創業機運を醸成する普及啓発事業であり、本措置や金融措置等を含め、一体となって政策目標の達成を目指すものである。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>k</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>【適用件数】 令和2年度 1,388件 令和3年度 1,958件 (出典：法務省資料 第3表 条項別 租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額) 令和4年度 2,078件 (出典：経済産業省調べ 法務省報告から算出 令和5年7月時点)</p> <p>【減収額】 令和2年度 89.2百万円 令和3年度 127.3百万円 (出典：法務省資料 第3表 条項別 租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額) 令和4年度 137.3百万円 (出典：経済産業省調べ 法務省報告から算出 令和5年7月時点)</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>登録免許税の軽減措置を講ずることにより、新たな事業を行う際に要する費用を軽減し、創業を促進することは、我が国産業の競争力強化に有効な手段である。</p> <p>本措置は、今後より多くの市区町村の創業支援体制の整備を後押しし、且つ全国に広がる「特定創業支援等事業」を通じ、継続性の高い創業者等を生み出す効果が期待でき、創業数の一定の増加が見込まれる。</p> <p>これにより、地域経済の活性化、ひいては我が国の経済の活性化につながる。</p>
	前回要望時の達成目標	<p>・中長期的に開業率を英米並に増加させる。</p> <p>※なお、本目標は、本特例措置以外の予算措置、金融措置、税制措置等と一体となって達成するものである。</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>雇用保険事業年報に基づく開業率は、平成29年度までは増加傾向にあったが、平成30年度以降減少に転じている。特に、全体に占める割合が大きい建設業においては、震災復興やオリンピックに関連する事業者数の増加が落ち着いたこと等を背景に、新規開業者の数が減少したことによる影響が大きい。</p> <p>また、民事・訟務・人権統計年報及び国税庁統計年報に基づく開業率は、2017年までは上昇傾向であったが、2018年はほぼ横ばいとなっている。</p> <p>一方で、産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定自治体は、令和5年6月末時点で、全国1,724市区町村の内1,479市区町村となり、認定自治体の割合は85.8%、総人口カバー率は98%となっており、全国で創業支援体制の整備が進んでいる。本認定計画において位置づけている特定創業支援等事業を受けた創業者数及び本措置の適用件数は増加し続けており、開業率の下支えにつながっている。</p>
これまでの要望経緯	<p>平成26年度 創設 平成28年度 拡充(地域の創業の好循環効果を生み出すという観点から、対象者に創業後5年未満の者を追加、合同会社、合資会社、合名会社の設立を追加) 平成30年度 2年間延長 令和2年度 2年間延長 令和4年度 2年間延長</p>	